

21世紀型企业への転換を図る

人材が人財となるために

働きがいのある職場づくり

快適な職場環境づくりの必要性

社員は、1日の生活時間のうち3分の1以上の時間を職場で過ごしていますが、疲労やストレスを感じない快適な職場環境は、社員のモラルやモチベーションの向上、そして業務の効率化につながるといわれています。労働安全衛生法では、会社は快適な職場環境を形成するよう努めなくてはならないとする指針が設けられています。その内容は、作業場が快適であること、作業を快適に行えること、サポートシステムが整備されていることです。

「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」の概要

作業環境の管理

——空気の汚れ、暑さ、寒さ、照明等について作業に適した職場環境を管理維持すること

■ 会社が講じた対策・事例

- 空気環境 ●喫煙場所の指定をする等の分喫煙対策を実施した
 - 分煙室を設けたがドア下のスリットから煙が逆流するので、分煙室の位置の変更と喫煙室の排気ファンを追加した
 - 個人の感覚による温度差に配慮して、ひざ掛け等を貸与した
- 温熱条件 ●屋外作業場での外気温等の影響を緩和する措置として、送風機を使用した
- 視 環 境 ●作業に適した照明の確保として、補助照明を設置した
 - 室内の色彩環境や光源などに配慮した
- 音 環 境 ●外部からの騒音の遮断、作業場内の騒音源となる機械を遮音材で覆う、低騒音 OA 機器を導入した
 - プリンター等の騒音発生源となる機器を別の部屋に集めて、作業場と分離させた
- 作業空間 ●作業空間や通路等の適切な空間を確保した
 - 他人の視線を配慮してパネルを設置して、分離した作業空間をつくった



作業方法の改善

——不自然な姿勢での作業、大きな力を必要とする作業等、社員の心身の負担を軽減するように作業方法の改善を図る

■ 会社が講じた対策・事例

- 腰、頸部等の身体にかかる負担を軽減するように、作業方法の改善、機械設備の改善を図った
- しゃがむ作業では、作業用腰掛を使用して腰部の負担を軽減した
- 重い荷物の持ち運びを常態的に行うので、機械を導入した
- 身長に合わせて、作業台の高さを変更できるようにした
- PC 作業に使用するマウスを個人の手の大きさ、利き手に応じて選べるようにした



心身の疲労の回復を図るための施設、設備の設置、整備

——休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設、その他の施設を設置、整備をして維持管理すること

■ 会社が講じた対策・事例

- 臥床できる休憩室を確保した
- 身体が汚れる、汗を多量にかく作業内容なので、シャワー室を完備した
- 相談に応じることができるように、相談室を確保した
- 食事ができるスペース、給湯設備、談話室等を確保して、清潔に維持管理できるようにした
- トイレ、洗面所等の施設は、清潔に維持管理できるようにした
- 敷地内に緑地を設ける、食堂や休憩室に植木や花を置いて、環境を整備した



快適な職場環境づくりの前に・・・

会社の職場環境は、整理整頓された清潔な環境ですか？職場づくりの基本事項的ですので、ぜひチェックしてみてください。

- 必要なものと不必要なものを区分して、不必要なものは処分するようにしていますか
- 設備、工具、材料等は、必要な時に利用できるように整頓して機能的に置かれていますか
- 床はゴミ、油、材料の切り屑等でちらかっておらず、機械、壁、天井は、油、ほこり等で汚れていないなど清掃が行き届いていますか



快適な職場環境づくりの進め方

快適な職場づくりとは、現在よりさらに安全で快適な職場環境を目指すものですから、快適の基準は会社それぞれに異なります。現状の把握は、現場に携わる社員や管理者から意見を聞いたり、アンケート調査を行い、効率的でない、作業しづらい等の問題点を把握することから始めます。次に改善計画を立てて実施します。改善計画の立案にあたっては、安全衛生委員会を活用して社員の意見を求めてはいかがでしょうか。改善後は、感想の聞き取りやアンケート調査を行い、さらなる改善へとつなげていきます。

高齢者への配慮



50 歳代では、読書に必要な視力を得るのに、20 歳代の約3倍の照度が必要であるといわれています。高齢者は、視覚、聴覚、筋力、集中力、記憶力など生体の諸機能の低下により、生産性が低下していきます。しかし、仕事を通じて得た知識、経験、技能、判断力、管理、指導力は高い水準を維持しています。会社が生体機能の低下を補う配慮をすることで、高齢者の長所を活かすことが出来ます。



- 書類の文字や操作等の目盛り表示を大きくしたり、目盛り数値をデジタル化する
- 照明を明るくする、補助照明をつける
- 拡大鏡を用意する
- 聴覚からの情報は記憶に残りにくくなるので、作業手順等は紙に書いて貼るなど視覚情報にする
- 色彩を利用して、識別作業をわかりやすくする
- 参考）VDT作業のための労働衛生上の指針について（厚生労働省 705号）

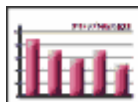
VDT（Visual Display Terminals：コンピュータを使用するための表示装置のこと）作業は、眼精疲労や腰痛など健康への影響の恐れがあり、その予防対策に関して厚生労働省の指針があります。



指針では、1 連続作業時間が1 時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に 10～15 分の作業休止時間を設けて、1 連続作業時間内に 1～2 回程度の小休止を設けること。無理な姿勢による作業が継続しないように、椅子は安定していて容易に移動でき、床からの座面の高さは、少なくとも 35cm～45cm の範囲で調整できること。キーボード、CRT ディスプレイの位置、文字や図形の大さにいたるまで定められています。

職場が快適かどうかの基準は、社員が自分の会社をどう感じているのかということです。

会社がトップ・ダウン方式で義務的に行うのではなく、社員が安全衛生や職場改善に関心をもって自主的に行う、ボトム・アップ方式で快適な職場づくりを目指しましょう。社員が、自発的に職場の快適化に関する意見をいえるような環境づくりがその第一歩です。



まず、その「決断」の前にご相談ください！
労使トラブル無料診断受付中 <http://www.iwaki-pmo.co.jp>

